

第2分科会

9月29日(木) 12:30~18:00(受付 11:30~)

会場: アートホテル旭川 ボールルーム

旭川市7条通6丁目

デジタル社会の光と陰

~便利さに隠されたプライバシー・民主主義の危機~

1 デジタル社会の進展と私たちの自己決定

いまや私たちは、好むと好まざるとにかかわらず、デジタル社会の中に組み込まれた生活をしています。

もちろん、デジタル社会は、私たちの生活に大きな利便性をもたらしています。しかし、他方で、デジタル社会の基盤を提供しているデジタルプラットフォームは、私たちのインターネット上の検索履歴、閲覧履歴、GPSにより蓄積されていく移動履歴などを長期間大量に蓄積し活用し、収益を上げています。また、インターネットを通じて収集された情報に基づいて個人の人格を分析し、特定の考え方を支持する情報に誘導したり、特定の考え方を支持するグループにのみ強く投票行動を促したりすることも行われています。

私たちは、このようなデジタル社会の利便性の裏側にある問題をきちんと受け止めて生活できているのでしょうか。私たちは、デジタル社会の進展に伴う現代のプライバシー問題あるいは情報流通の問題に向き合い、適切な情報を得て自己決定ができるようにする必要があります。

2 公的部門のデジタル化推進とプライバシーの危険性

2021年に成立したデジタル改革関連法に基づき、同年9月1日にデジタル庁が発足しました。今後、我が国のデジタル化は、内閣総理大臣をトップとするデジタル庁が設計図を描くこととなります。同年12月24日に閣議決定された重点計画では、個人番号(マイナンバー)と個人番号カードの利用促進、官民を横断するデジタル社会の進展、データの利活用が目指されています。

今後、公的部門において、データの利活用の名の下に、私たちの個人データが名寄せされてプロファイリングされ、プライバシーや人格権が侵害される危険性が高まります。昨年成立した重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律(重要土地等調査規制法)など、内閣の情報収集・管理の権限強化につながる立法等の動きに対しても、私たちの行動監視、不当なプライバシー、思想・良心の自由等の侵害の恐れ等、注視する必要があります。

また、官民を通じたデータの利活用が進めば、民間でもプロファイリングが進む危険性があります。名寄せの鍵となる個人番号を記載した個人番号カードの利活用が進めば、同番号が第三者に知られる危険性が数段高まります。

3 顔認証システムの利用拡大が引き起こす重大なプライバシー権侵害

個人番号カードには、指紋の1000倍と言われる高度な本人確認機能を有する顔認証データの収集・利用が不可分一体とされている問題点もあります。民間部門でも、顔認証システムにより正確な個人の識別ができるため、利用者は急激に増え、公共性

の高い場所での設置も広がっています。

しかし、顔認証システムは、設置の仕方、利用の仕方によっては誰の行動でも記録し、リアルタイムで追跡し、過去に遡って確認することもできます。他人に自分の行動や生活状況を容易に見張られ続ける状況が起りかねません。これは重大なプライバシー権侵害です。

EUの一般データ保護規則(GDPR)では、顔認証データを典型とする生体情報を原則として収集禁止としています。例外的に許容されるケースは限定され、民間事業者の収集・利用には議会による法律制定が必要とされます。当連合会も、2012年、2016年に加え、2021年にも顔認証システムの利用を制限する立法を求める提言を行っていますが、未だ立法化されていません。

4 プライバシー保護措置を事前に組み込むこと(プライバシーバイデザイン)

デジタル改革関連法は、個人情報の利活用を図るためとして、地方自治体の条例による個人情報保護の枠組みを個人情報保護法に統一化しました。しかし、条例で独自に発展してきた個人情報保護のレベルが下がってしまうことも懸念されています。このような懸念は、2020年12月に内閣府が公募を開始したスーパーシティ国家戦略特区においてもあります。これらは地方自治体による住民のプライバシー保護機能を弱め、国家による住民情報の直接の捕捉についてはプライバシー権侵害となり得るものです。

個人情報の利活用を図り、利便性や行政の効率化を優先するデジタル社会においては、私たちのプライバシー保護は絶えず後方に退く危険があります。あらかじめ必要なプライバシー保護措置を事前に埋め込んだ制度設計(プライバシーバイデザイン)によるデジタル社会の設計図がなければ、私たちの社会はプライバシー保護の弱い社会にならざるを得ません。デジタル改革関連法の仕組みが具体的に動き出す前に、プライバシー保護のための必要な措置を検証し、事前に埋め込む必要があります。

5 私たちの幸福に資するデジタル社会とは?

EUでは、2017年に欧州委員会がDECODER(脱中央集権・市民所有型データエコシステム)プロジェクトを始めました。これは、オンライン上で生成される個人情報の蓄積、管理及び運用に関して、市民自らが個人データの秘匿や共有をコントロールできるようにする仕組みです。

私たちは、これらの新たな試みも参考にして、私たちの情報主権が全うされた自律的なデジタル社会の実現を目指すべきであり、そのような観点から上述した問題点について、議論し提言を行います。

デジタル社会におけるこれらの問題を多くの市民と一緒に考えていただきたいと思います。ぜひ、本シンポジウムにご参加下さい。お待ちしております。